

中標津町中小企業融資制度

中小企業のみなさんが資金を円滑に調達できるよう、「中標津町中小企業融資制度（マルナカ融資制度）」を設け、町内の金融機関を通じ活用いただいています。

■貸付条件

融資総額 6億2千万円

資金名	融資期間	融資限度額	融資利率	保証料率
短期資金	1年以内	1,000万円以内	2.4%	信用保証協会の規程による9段階の率による
長期資金	5年以内	1,500万円以内	2.8%	
	7年以内		3.0%	

保証料の補助について

町独自施策として、融資に伴い北海道信用保証協会へ支払う保証料の半額補助を行なっています。

なお、創業から1年経過後に初めてマルナカ融資をご利用される「新規申込」の方に限り、「初年度のみ全額補助」の特例が適用されます。

空き地空き店舗等活用事業補助金

中心市街地活性化・空き店舗対策のため、町が定めた用途地域内で空き地・空き店舗を活用して新規起業する企業・個人に対し、開業資金の一部を補助します。



■対象者 (1) 本町にお住まいで、満20歳以上の方 (2) 町税等の滞納がない方

(3) 中標津町商工会の会員となる方

※遊興飲食業や貸金業等の業種、仮設店舗での事業等、補助対象とならない場合があります。

■対象経費 (1) 店舗等改装工事費 (2) 設備費 (3) 開業に伴う広告宣伝費 (4) 備品購入費

(5) 店舗等建物や駐車場等の賃貸料（最大6か月分）

※併用住宅の場合は、店舗等に係る経費のみが対象です。

■補助額 (1) 用途地域の商業地域で起業する方は、対象経費の2分の1以内、限度額50万円

(2) 用途地域の商業地域以外で起業する方は、対象経費の3分の1以内、限度額25万円

■その他 申請については、事業に着手する前にご相談ください。

中小企業応援事業補助金

平成22年度に中小企業振興基本条例が制定され、中小企業の経営基盤強化のため、既存企業に対する支援策として平成26年度より創設された補助金です。

町内の企業または個人事業主を対象に、店舗や設備等を改修する費用の一部を補助します。

■対象者

(1) 本町にお住まいで、満20歳以上の方 (2) 町税等の滞納がない方

(3) 町内で同一事業を5年以上営んでいること (4) 中標津町商工会の会員となる方

(5) 補助対象経費として300万円以上支出すること

※遊興飲食業や貸金業、日本政策金融公庫の融資対象外事業等、補助対象とならない場合があります。

■対象経費

(1) 店舗等改修・改築工事費 (2) 設備等の改修・更新・新規購入費

※中標津町商工会会員へ発注されたものに限りです。

※併用住宅の場合は、店舗等に係る経費のみが対象です。

■補助額

(1) 都市計画区域内 30万円 (2) 都市計画区域外 20万円

■その他

・1事業者につき1回限りの申請になります。

・申請については、事業に着手する1か月前までにご相談ください。



新商品開発等チャレンジ支援事業補助金

本事業について、令和8年3月31日をもって事業終了となりましたので、お知らせします。

問い合わせは、経済振興課 商工労働係（直通 ☎74-0463）まで。